

羽田皓市長 答弁

日本共産党を代表されました土屋議員のご質問にお答えします。

世界的な景気の後退を受け、経済・雇用情勢は、急速に悪化しております。

とりわけ、派遣労働者にとっての雇用環境は、大変厳しく、将来への不安も大きくなっております。

こうした、非正規労働者の雇用不安を払拭し、安心して働くことができる雇用政策は、国において仕組みづくりを早急に行うことが必要であると考えております。

なお、派遣労働者の相談窓口につきましては、ハローワーク福山において、「派遣離職予定者職業相談窓口」を設け、職業相談に当たっており、本市といたしましても、連携してまいります。

次に、国保行政についてであります。

資格証明書につきましては、これまでも、独自の適用除外要件を設け、地方単独公費負担医療の受給者や保険税の7割軽減世等に対し、一定の配慮をしてきたところであります。

今後においても、資格証明書は発行しないという考え方を基本に、資格証明書交付世帯に対する実態調査や納税折衝をきめ細やかに行って参ります。

来年1月から、本市独自の対応として行う、18歳以下の子どもに対する資格証明書の解除につきましては、短期被保険者証を、年内に郵送することとしております。

また、納税相談の機会などを通じ、医療機関等の受診が必要との申し出があった場合には、従前から、資格証明書を解除するなど、柔軟に対応しているところであります。

次に、保険税については、本年度、増大する医療費に対応し、国保事業の継続的安定運営を図るため、やむなく引上げをお願いしましたが、事業の運営を取り巻く環境は、今後に向けても、非常に厳しい状況が続くものと考えております。

次に保育行政・子育て支援についてであります。

現在、国においては、保育制度の改革について、保育入所の直接契約や最低基準の見直しなど様々な検討が進められております。現段階では、いずれも具体の中身が不透明であり、これら改革論議について、児童福祉の向上の視点と、地方分権の充実を進める立場から、その動向を注視してまいります。

次に、子育て全般の支援策や予算につきましては、「福山市次世代育成支援対策推進行動計画」を策定し、2005年（平成17年度）から5年間の計画で、次世代育成支援策を全庁的に実施しているところであり、引き続き、これまで取り組んできた施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

また、国においては少子化対策として、「ワーク・ライフ・バランスの実現」と「多様な働き方に対応した保育サービスの拡充等子育てを支える社会的基盤の整備」の二つの車の両輪として取り組むこととされており、この動向を注視しつつ対応する必要があると考えております。

次に、保育所の再整備につきましては、児童数の減少や施設の老朽化など保育所が抱える様々な課題を解決し、将来にわたって良質な保育サービスを安定的に供給するため取り組んでいるものであります。公立保育所の社会福祉法人への移管に

つきましても引き続き、着実に取り組んでまいります。

次に、乳幼児等医療助成制度につきましてもは、これまで本市独自に助成対象年齢の拡大を実施しており、また、一部負担金につきましても無理のない範囲内でご負担いただいているものであり、引き続き、制度の安定的・持続的な運営に努めてまいります。

次に、高齢者福祉行政についてであります。

まず、介護従事者の処遇改善に関わっての国への要望についてであります。

介護従事者の処遇改善につきましては、重要な課題であると受け止め、これまでも全国市長会を通じて、継続して国へ要望してきたところであります。

この度、国においては、介護報酬の3%の引き上げと併せて、人材確保のための諸施策も検討されており、介護従事者の処遇改善がなされるものと期待しております。

次に、食費負担軽減制度につきましては、第3期介護保険料基準額が34.2%と大幅な引き上げとなったことから、その期間の低所得者対策として、本市独自で創設した制度であります。

第4期介護保険事業計画につきましては、介護給付費準備基金を投入し、市民に還元できるように介護保険料を引き下げる方向で検討しているところであります。

また、介護サービス利用料負担軽減制度につきましては、これまでも、抜本的な負担軽減策を講じるよう、全国市長会を通じて国に要望してきているところであります。

次に障害者施策についてであります。

障害者自立支援法の利用者負担、事業者報酬、サービス体系や利用方法、障害児への支援、障害程度区分、地域生活支援事業のあり方については、現在、国において見直しが行われているところであり、あります。

本市としましても、利用者の所得状況への配慮や、サービス提供の実態に応じた報酬、地域生活支援事業への財政措置などについて国に要望してきたところであり、あります。

障害児の放課後や長期休暇中の支援につきましては、本市が主体的に実施する「地域生活支援事業」の「日中一次支援」によって対応しておりますが、サービス利用体制の確保等について、引き続き取り組んで参ります。

「重度心身障害者医療費助成制度」については、将来にわたって制度を維持することができるよう広島県において制度改正されたものであり、県に、拡充を求めることは、困難であると考えております。

制度に対する国の財政措置については、全国市長会において、これまでも、国に要望しているところであり、あります。

次に、商工・労働行政についてであります。

銀行に対する指導・監督についてであります。国は、すでに全国銀行協会等へ中小企業に対する円滑な資金供給を要請されていると伺っております。

保証制度につきましては、信用保証協会と金融機関が適切な責任の共有を図り、両者が連携して、中小企業に対する融資の実行や経営支援等を行うことを目的に導入されたと伺っております。また、本市の融資制度は、融資利率も低率であり、活用しやすい制度としております。

「緊急保証制度」の対象業種については、国において、逐次、不況業種の追加見直しをされており、今後、国の指定状況を注視してまいります。

完納証明についてであります。税の負担の公平性、自主財源の確保の観点から、申込条件として求めてきたところであります。

完納されていない方につきましては、納税誓約書の提出等を求める中で、認定書を発行することにより対応しております。

次に環境行政についてであります。

まず、地球温暖化プロジェクトについてであります。

国は、地球温暖化推進法に基づき、大規模排出事業者2006年（平成18年）の温室効果ガスを公表しておりますが、工場など事業所ごとの排出量が一部、非開示とされております。

2007年（平成19年度）分につきましては、今後、国が総合的な見地から判断するものと考えております。

次に、ごみ減量プロジェクトについてであります。

粗大ごみについては、リサイクル工場の処理能力を考慮するとき、排出量の抑制が必要であります。また、費用負担の公平化の観点からも2006年度（平成18年度）に策定した「一般廃棄物処理基本計画」において、家庭系粗大ごみについて有料化を検討することとしております。

有料化にあたっては、第一に、市民の理解を得ることが必要不可欠であり、他都市の状況を踏まえ、検討してまいります。

次に、拡大生産者責任についてであります。容器包装リサイクル法を始めとして、家電リサイクル法など、各種のリサイクル関係法令が制定され、



拡大生産者責任が明記されているところであり  
ます。

次に、3Rの推進については、ISO14001の取得と具体的実践を通して、本市は、率先して推進に努めているところであり  
ます。

次に、RDF事業によるごみ処理についてであ  
ります。

リサイクル発電にかかわるRDF処理委託料は、  
来年度において増加する見込みとなっております  
が、ごみ固形化燃料工場の維持管理につきまして  
は、今後も引き続き、省エネルギーを推進するな  
ど、効率かつ安定した運営に努めてまいります。

また、ごみ処理方法の転換についてであり  
ますが、RDF事業は、ごみの分別やリサイクルを徹  
底した上で、残った可燃ごみを、RDF化により  
燃料としてリサイクルし、発電や熔融スラグの有  
効活用を行うものであります。ダイオキシン対策  
や最終処分場の延命化などを含め、循環型社会を  
構築する上で、欠くことのできない重要な事業で  
あると考えております。

次に、川南地区まちづくりについてであります。

川南地区のまちづくり計画は、策定段階から各種団体や住民の意見を踏まえて策定された計画で、合併建設計画においても重要事業として位置付けられ、早期の事業化に向けた都市計画決定等の手続きが必要であると考えております。

情報公開については、段階に応じた情報提供に努めてきたところであり、事業の進捗状況に応じた対応をとってまいりたいと考えております。

また、地区計画における自治会の取組みは、協働のまちづくりという視点に立ち、地域のまちづくりについて、自主的に取り組んでおられる活動と理解しております。

川南地区まちづくり事業は、本地区の抱えている課題の欠くことの出来ない事業であり、今後とも、関係機関や地元自治会等と連携しながら、来年度の都市計画決定を目標に、手続きを進めてまいりたいと考えております。

次に、鞆港埋め立て架橋計画についてであります。

本計画は、新たな道路と港湾、駐車場を一体的に整備することにより、交通問題をはじめ鞆町が抱える諸問題の抜本的改善を図るものであります。

まず、イコモスの勧告についてであります。

イコモスは、国際連合やユネスコとは別の独立した非政府組織であり、文化財保護という組織の趣旨に則し独自の意思表示として行われたものと認識しております。

なお、その決議は、日本イコモス国内委員会からの提案に基づいて行われたものであり、提案に当たって鞆町の実情と事業の内容、そして住民の意向などを十分把握されるべきであると考えておりますが、本市への説明はもちろんのこと、地元住民に対しては何の説明もないと聞いております。

次に、この事業についての費用対効果についてであります。

広島県の算定では、総便益約90億円に対し、総費用は約53億円と試算しており、費用対効果は全体で1.7となっております。交通量予測や算定方法の見直しにより数値の変更が予測されるものではありませんが、通行の不安解消や下水道事業時の迂回路としての利用など、算入されない便益も数多くあり、安心・安全の確保をはじめ鞆町のまちづくりに欠くことのできない計画であるこ

とに何ら変わりはありません。なお、現在の鞆の浦を訪れる観光客数と観光消費額についてですが、広島県発行による「平成19年（2007年）広島県観光客数の動向」によりますと、総観光客数は171万2千人、観光消費額は、約109億円となっております。

また、計画地内と周辺に分布する文化財についてですが、港内にある「たで場」及び「亀甲状石積」の一部はこの事業により埋め立てられることとなりますが、その他については、破壊または消滅するものではありません。

次に、計画の再考というご意見ですが、この事業は、交通問題の改善をはじめ鞆町住民の生活に直結し、町の再生と活性化に寄与するものとして、住民の大多数が熱望されているものであり、事業の早期実現に向け、今後も全力で取り組んで参ります。

次に、福山道路等の幹線道路網整備計画についてであります。

まず、福山道路の費用対効果等につきましては、現在、社会資本整備審議会の基本政策部会において、全国交通量が示された段階であり、今後、詳細な交通量が検討される中で、福山道路の将来交通量も推計され、その後、費用便益比等を検証する予定と、事業者から伺っております。

次に、福山道路等の一時中止についてではありますが、必要と判断される道路は着実に整備する旨が閣議決定されており、厳正な予算執行を図りつつ、粛々と事業を進める旨を、事業者から伺っております。

次に、瀬戸学区山北地区で実施している境界立会等につきましては、山北地区に居住される19世帯の地権者から、「設計協議の進展に関わらず、用地補償をして欲しい」との意見書が提出されたため、その対応を、事業者において、設計協議中であることや、都市計画審議会の附帯意見などを、総合的に検討されたものであります。

その結果、当面の対応として、範囲が確定している都市計画決定の区域内に、住宅を所有される地権者を対象に、具体的な対応を検討することとしております。

今回、山北地区で実施している境界立会は、対象地権者の意向を確認し、現地における地積測量や物件調査を希望された範囲で実施している作業の一つであり、事業の恐慌とは考えておりません。

次に、駅前広場整備計画についてであります。

7月に市議会へお示しした整備方針案を具体のものとするため、専門的見地から技術的助言をいただく専門委員や、広く市民のご意見をお聴きするため、各界・各層の26団体の代表者からなる懇談会を設け、これまでに、専門委員会を4回、懇談会を2回開催し、懇談会では市の提示した計画案に対し、それぞれの立場からご意見をいただいたところです。

12月6日の第4回専門委員会において懇談の意見も踏まえながら、専門委員会としての一定の方向性が示され、8日に個々の専門委員としての意見が文書で提出されたところであります。

懇談会や専門委員のご意見を踏まえて整理した基本計画案を市議会にご報告し、ご意見を伺って参ります。

いずれにいたしましても、市民の皆様に変なご不便をお掛けしている状況を1日も早く解消し、事業の早期完成に努めて参ります。

次に、人権・同和行政についてであります。

人権交流センター・コミュニティーセンターの運営につきましては、広く市民を対象に、人権文化が根付いた地域社会を実現するため、人権啓発・福祉・交流に関する事業を展開しており、各種講座などを多様な事業と、地域の民主団体やグループ、サークルの活動の場として、利用件数が年々増加しております。

次に、コミュニティーセンター運営協議会の委員のうち、「人権啓発推進関係団体」とは、学区の人権啓発推進組織であります。また、教育関係、及び、各種民主団体からも選出していただいております。

次に、福山市同和对策審議会につきましては、必要に応じて開催することとしておりますが、本年度は開催しておりません。

なお、同和問題につきましては、インターネット上の差別記載、行政書士等による不正取得事件など、今なお、今日的な課題もあると考えております。

次に、部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましては、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資する判断するなかで、福山市補助金交付規則に基づき交付しているものであります。

また、福山市人権交流センターにおける団体へ

の事務所の使用許可につきましては、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障がないことなどから、使用許可をしているものであります。



教育行政についてお答えいたします。

初めに、35人学級についてであります。

現在、学年ごとの児童生徒の発達段階に応じた学級規模や少人数学級と少人数指導の教育効果等の課題、また、給与、任用形態等の課題もあり、他都市の状況等も参考にしながら、本市独自の実施方法について慎重に検討する必要があると捉えています。

次に、全国学力調査についてであります。

本調査は、児童生徒の学力や生活習慣などをきめ細かく把握、分析し、今後の指導や教育施策に生かしていくことを目的に行われるものであり、本市の教育水準向上を図る上で、有効であると考えております。

調査結果の公表については、文部科学省が11月に行ったアンケートによると、市区町村教育委員会が、反対しているのは「都道府県教委が主導して公表」についてであり、1,839の市区町村教委のうち、4割を超える745教委が、すでに公表または、予定していると回答しています。

本市においては、教育委員会が、全市の結果分析と改善計画を、各学校は、自校の調査結果の分析と改善計画をそれぞれ公表しているものであります。

その際、学校によって、公表方法や内容に大き

な違いが生じることで、保護者や市民の不信を招かないようにするため、教育委員会においてその様式を示したものであります。

こうした方法は、文部科学省が示した学力調査の実施要領に基づくものであり、序列や過度な競争につながらないように配慮しながら、保護者や市民に対する説明責任を果たすものであると考えております。

次に、「放課後児童クラブと放課後の子どもの居場所づくりについてであります。

次世代を担う児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの充実と地域の教育力の向上に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、71人以上の規模の放課後児童クラブは18か所で、本年度、11か所について適正化を図る予定であります。残りの7か所については、今後の学区の児童数や利用児童数の推移を見るなかで検討しているところです。

次に、放課後の児童のあり方についてであります。来年度、「福山市次世代育成支援対策推進行動計画」の「後期計画」を策定することとしており、本年度は、次世代育成支援に関するニーズ調査を実施してまいります。

児童館につきましては、公民館や市民センター

など、市内の既存の社会教育施設などが有している教育機能の多面的な活用が図られるよう、今後とも取り組んでまいります。